

市営墓地（公園墓地 瞑想の森）使用許可条件

市営墓地の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、各務原市営墓地条例（平成8年3月条例第4号）及び同条例施行規則（平成8年3月規則第7号）を遵守しなければならない。

1.使用目的（条例第3条）

墓地は、焼骨の埋蔵及び墓碑の建立等の祭祀を行うために必要な工作物の設置以外に使用してはならない。

2.墓碑の建立（規則第2条の2）

使用者は、墓地の使用の許可を受けた日から2年以内に墓碑を建立しなければならない。市長は、使用権者がこれに違反したときは、墓地の使用の許可を取り消すことができる。

3.使用権の承継の許可（条例第5条、規則第3条）

墓地の使用権を承継しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。申請者は、戸籍謄本及び住民票の写し並びに承継しようとする区画の墓地使用許可証を添えて、申請書を市長に提出しなければならない。

4.届出（条例第6条、規則第4条、5条）

使用者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。また、墓地内において墓碑の建立、修繕等の工事を行おうとするときは、事前に市長に届け出なければならない。当該工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

5.転貸及び譲渡の禁止（条例第8条）

使用者は、許可を受けた墓地の区画又はその使用権を転貸し、及び譲渡してはならない。

6.美観の保持（条例第9条）

使用者は、許可を受けた墓地の区画について清掃及び工作物の修繕を行い、常に墓地の美観を保たなければならない。

7.撤去又は改善の命令（条例第10条）

市長は、設置された工作物が墓地に不適切なものであると認めたとき、又は使用目的に違反して墓地が使用されていると認めたときは、使用者に対して工作物の撤去若しくは改善又は墓地の使用方法の改善を命ずることができる。

8.管理料の徴収（条例第12条）

使用者は、清掃その他の墓地の管理に要する経費として管理料を納めなければならない。管理料は毎年度10月1日の使用者であるものに対し、1区画につき年額2,000円を徴収する。管理料は、3年度の範囲において、市長が定める年度分を前納しなければならない。

9.使用の許可の取消し（条例第15条、規則第6条）

市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用の許可を取り消すことができる。

- ①偽りその他不正の行為により使用又は承継の許可を受けたとき。
- ②使用の許可に付した条件を遵守しないとき。
- ③条例第3条、第8条又は第9条の規定に違反したとき。
- ④条例第10条の規定による命令に従わないとき。
- ⑤使用者が正当な事由なくして3年以上管理料を納めないとき。
- ⑥墓地に係る法令の規定に違反したとき。
- ⑦その他墓地を管理するために必要な指示に従わないとき。

10.使用権の消滅（条例第17条）

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の当該区画に係る使用権を消滅させる旨の告示を行うものとする。

- ①使用者が死亡した日から5年以内に条例第5条第1項の許可を受けるものがなかったとき。
- ②使用者が5年以上の間、居所不明で、条例第6条第1項の規定による届出をしなかったとき、又は条例第9条に規定する義務を履行しなかったとき。

市長は、当該告示の日から起算して6月を経過しても、条例第5条第1項の許可を受けるものがなかったとき、又は、使用者が条例第6条第1項の規定による届出をしなかったとき、若しくは条例第9条に規定する義務を履行しなかったときは、墓地の当該区画に係る使用権を消滅させるものとする。

11.改葬及び無縁処置（条例第18条）

市長は、墓地の使用権を消滅させたときは、焼骨を改葬し、その墳墓、墓碑又は形像類を移転させることができる。使用権の消滅の日から起算して5年を経過したときは、改葬した焼骨を無縁として処置することができる。

12. 市営墓地（公園墓地 瞑想の森）管理担当（墓地の管理についての問い合わせ先）

各務原市環境水道部環境政策課（☎058-383-4231）〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地（産業文化センター5階）